

税の申告が始まります 提出書類の準備忘れずに



間もなく町県民税兼国民健康保険税申告及び所得税確定申告の時期を迎えます。申告には、収入や経費、各種所得控除の確認をするため、給与・年金の源泉徴収票や事業経費の領収書などが必要です。また、本人および扶養控除対象者のマイナンバーの確認を行いますので、事前に必要な書類をご確認ください。なお、申告日程については、広報やまだ1月15日号に掲載します。

◆問い合わせ
町税務課町民
税係 ☎82-
3111内線111、
112)へどうぞ。

◎申告が必要な人

原則として、令和2年1月1日現在で本町に住所がある全ての人が申告しなければなりません。

■所得がない人も申告を

昨年1年間に所得が無かった人や、収入が少なく所得税や町・県民税がかからない人でも▼国民健康保険税の税額算定▼所得証明書や課税証明書の交付▼公営住宅料や保育料、高額医療費の負担区分などの設定のために簡易申告が必要です。申告をしなかった場合は、国民健康保険税の軽減措置を受けられなくなりますのでご注意ください。

◎申告する必要がない人

例外として次の人は申告

の必要がありません。

- ・令和元年中の所得が給与のみで、勤務先で年末調整した人

- ・令和元年中の収入が年金のみで、65歳未満で年金収入が98万円以下の人は65歳以上で年金収入が148万円以下の人
- ・税務署に確定申告書を提出する人
- ・平成13年4月2日以降に生まれた人で、令和元年中に収入が無かった人

◎必要な書類は？

確定申告に必要な書類は次のとおりです。詳しい内容については、1月中旬に発送予定の申告案内文書に同封する「申告の手引き」をご覧ください。

▽必要書類

- ・収入や経費、各種控除などに関する書類
- ・マイナンバーが確認できるもの(通知カードなど)
- ・健康保険証などの本人確認用証明書

◎住宅借入金等特別控除をお忘れなく

個人が住宅ローンを利用してマイホームを新築、購入または増改築した場合、一定の要件を満たすときは最大10年間にわたり所得税や町県民税の控除を受けることができます。この控除を受けるためには確定申告を行う必要がありますので、事前に必要書類等をご確認ください。

なお、給与所得者は控除

2年目以降、年末調整で控除を受けることで確定申告が不要となります。

◎便利なスマートフォン

パソコンやスマートフォンを使用して確定申告ができます。

【申告の流れ】

- ①国税庁ホームページへアクセスし、申告書を作成
- ②e-Tax(国税電子申告・納税システム)で送信して提出

※従来、e-Taxで送信するには、ICカードリーダーが必要でしたが、IDとパスワードのみで利用できるようになりました。詳細は宮古税務署(☎62-1921)へお問い合わせください。

◆簡易申告の受付日程

期 日	場 所	時 間
1月28日(火)	豊間根生活改善センター	午前9時～正午 午後1時～3時
1月29日(水)	船越防災センター	
1月30日(木)	役場1階町民ホール	

※例年、午前中は大変混み合います。ご了承ください。

▷収入が公的年金と給与のみの人 ▶65歳以上…年金収入が120万円以下で、給与収入が65万円以下の人▶65歳未満…年金収入が70万円以下で、給与収入が65万円以下の人(年齢は令和2年1月1日現在)
※税金の計算の対象となる年金には、遺族年金や遺族恩給、障害年金などは含みません。
※申告書が送付されなくても、左記の条件に該当する方は簡易申告を行うことができます。

令和2年度町県民税 簡易申告制度ご利用を

町では、町県民税の簡易申告を受け付けます。前年に申告を行った人には申告書を送付しますので、必要書類と印鑑をお持ちになり会場へお越しいただくか、1月30日までに町税務課へ郵送してください。

※簡易申告書もマイナンバーの記載が必要です。

■簡易申告できる人 昨年1年間(平成31年1月1日から令和元年12月31日まで)の収入が次に該当する人

▷収入が無かった人
▷収入が給与のみで、その合計が93万円以下の人

固定資産税のお知らせ

◎償却資産所有者は申告書の提出を

固定資産税算出の基となる償却資産を所有する人は、所有状況の申告が必要です。対象となる資産は、事業に使用する機械などです。以前に申告した人には通知書を送付していますが、新規に事業を始めた人や営業所を設置した人には申告用紙を送付しますのでお問い合わせください。廃業や転出した人も申告が必要です。

■償却資産とは

固定資産税が課税される償却資産は、所得税法または法人税法の所得の計算上減価償却の対象となる資産で、土地および家屋以外の事業のために用いることができる有形減価償却資産です。

▷課税対象の償却資産 ▶構築物（家屋以外の構造物）

▶機械および装置、船舶、車両および運搬具（自動車税、軽自動車税の対象となる車両は除きます）▶工具および備品——など

■申告が必要な人

令和2年1月1日現在、町内に事業のために用いることができる償却資産を所有している人

※資産の増減のない方も提出してください。

■提出する書類

▷前年度以前に申告した人…増減申告（町から送付された償却資産の「種類別明細書」を参照し、増減資産を記入してください）

▷初めて申告する人…全資産申告（全ての償却資産を申告してください）

▷廃業または転出した人…申告書に「廃業」「転出」などを記入の上、提出してください。

■東日本大震災で代替取得等となった償却資産の特例

東日本大震災により滅失、損壊した償却資産の所有者などが代替償却資産を取得、または改良した場合には、課税標準額を2分の1として税額を計算する特例があり、取得または改良後4年度分にわたり受けられます。

▷申告期限 令和2年1月31日

◎土地や家屋の所有者が亡くなった時は届け出を

土地や家屋の所有者が亡くなったときは、相続登記が完了するまでの間の固定資産税を納税する代表者を定めなければなりません。「相続人代表者指定届」により納税の代表者を決め、町税務課へ提出してください。一定期間が過ぎても届け出が

無い場合は、町が任意に相続人代表者を指定することがあります。

なお、この届け出を行うことで、相続登記が完了するものではありません。

◎被災代替特例を受けるには申告を

東日本大震災で被災した固定資産に代わる資産を取得した場合は、申告により固定資産税の軽減が受けられます。内容は左表のとおりです。

なお、被災代替土地の特例は、代替土地を取得した年に居宅を建築した人は申告の必要はありません。

※被災代替償却資産の特例申告は、上記の固定資産税対象の償却資産の申告と併せて受け付けます。

◎家屋を解体したとき

家屋を解体・名義変更したときの届け出がない場合は、そのまま課税される場合があります。

■家屋を解体した場合

家屋を解体したときは、町税務課へ届け出てください。ただし、閉鎖登記が完了している場合は届け出は不要です。

■未登記家屋の名義を変更した場合

売買や相続などで未登記家屋の名義を変更したときは、町税務課へ届け出が必要です。登記による異動がある場合、届け出は不要です。

◆問い合わせ 町税務課資産税係（☎82-3111内線113、114、118）へどうぞ。

◆固定資産税の東日本大震災特例制度

区分	被災代替住宅用地の特例	被災代替家屋の特例	被災代替償却資産の特例
対象	①被災住宅用地の所有者 ②①の相続人 ③①の三親等内の親族で被災代替土地に新築する家屋に①と同居を予定する人 ④①が法人の場合、合併法人または分割承継法人	①被災家屋の所有者 ②①の相続人 ③特例適用家屋に同居する①の三親等内の親族 ④①が法人の場合、合併法人または分割承継法人	①被災償却資産の所有者 ②①の相続人 ③①が法人の場合、合併法人または分割承継法人
特例内容	家屋が滅失・損壊した住宅用地の代わりに新たに住宅を建築するまでの間、住宅用地としての軽減措置を適用	損壊した家屋の改築または、滅失した家屋の代替家屋を取得した場合、最初の4年度分の税額を2分の1、その後の2年度分を3分の2に軽減	滅失・損壊した償却資産に代わる償却資産を取得、または改良した場合、固定資産税の課税標準額を4年度間2分の1に軽減
取得期限	令和3年3月31日		
適用期間	3年度間	6年度間	4年度間

▽持ち物 被害を受けた家屋や家財に関する次の書類の写し
▽り災証明書▽取得時期と価格（または床面積）が分かるもの（固定資産税納税通知書、売買契約書など）▽修繕費、取り壊し費用、除去費用などが分かるもの（請求書と領収書など）▽生活用家財の内訳
▽受け取る保険金などの金額が分かるもの（支払通知書など）▽そのほか今回の災害に関する参考となる資料など

◆問い合わせ ▼所得税のこと
：宮古税務署個人課税部門（☎62-1923）▼住民税のこと：町税務課町民税係（☎82-3111内線112）へ。

台風19号による雑損控除
損失計算書作成相談会開催

台風19号で住宅や家財などに損害を受けた方は、令和元年分の所得税や2年度の住民税の雑損控除の適用を受けられる場合があります。適用を受けるためには、損害額を「損失計算書」により計算し、確定申告書に記載する必要がありますので、被災された方を対象に「損失計算書作成相談会」を行います。

▽開設日程 ▼1月20日（月）午前9時〜午後4時：船越防災センター▼21日（火）午前9時〜午後4時：町中央コミュニティセンター2階集会所